

”	”	株式会社ニヨシ 東京都世田谷区八幡山2-1-8	第31143号 平成28年5月17日
”	”	”	第31144号 平成28年5月17日
Nemesia Vent.	EASTER BON- NET	Martine Tellwright Highground House, Highground Lane Barnham, West Sussex, PO22 0BU, United Kingdom	第31194号 平成28年5月31日
Petunia Juss.	KEIPK 1	高山晃 埼玉県鴻巣市中央26-14-206	第31122号 平成28年5月2日
Ranunculus L.	アヤエラソケール	有会社社綾園芸 宮城県東諾朗郡綾町南保3179-1	第31118号 平成28年5月2日
”	アヤボクシ	”	第31119号 平成28年5月2日
Tulipa L.	なごり雪 <small>なごりゆき</small>	富山県 富山県富山市新総曲輪1番7号	第31193号 平成28年5月31日
Vigna angularis (Willd.) Ohwi & H. Ohashi	岡山ADZ1号 <small>おかのへ</small>	岡山県 岡山県岡山市北区内山下二丁目4 番6号	第31150号 平成28年5月23日
Zoysia Willd.	Fox	国立研究開発法人農業・食品産業 技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目1番 地1 株式会社チュウゾウ 鳥取県東伯郡琴浦町大字逢東1061 番地6	第31142号 平成28年5月16日

国土交通省告示第九百六十六号

道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)第十八条第七項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年八月三十一日 国土交通大臣 石井 啓一

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成十四年国土交通省告示第六百十九号)の一部を次のように改正する。

第四条柱書中「第6項まで」を「第7項まで」に改める。

第二十二号柱書中「第18条第8項」を「第18条第9項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項の次に次の一項を加える。

14 車枠及び車体の車両転覆時の乗車人員の保護に係る性能に関し、保安基準第18条第7項の告示で定める基準は、協定期間第66号の技術的要件(同規則第2改訂版の規則5.)に限る。第100条において同じ。)に定める基準とする。

第百条第二十項柱書中「第18条第8項」を「第18条第9項」に改め、「(昭和22年法律第164号)」を削り、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項を同条第二十項とし、同条第十八項の次に次の一項を加える。

19 車枠及び車体の車両転覆時の乗車人員の保護に係る性能に関し、保安基準第18条第7項の告示で定める基準は、協定期間第66号の技術的要件に定める基準とする。この場合において、次の各号に掲げるものは、この基準に適合するものとする。

- 一 運転者室及び客室を取り囲む部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体であつて、かつ、車両転覆時の乗車人員の保護に係る性能を損なうおそれのある損傷のないもの
- 二 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている車両転覆時の乗員保護装置と同一の構造を有するもの又はこれはこれに準ずる性能を有するものであつて、かつ、車両転覆時の乗車人員の保護に係る性能を損なうおそれのある損傷のないもの
- 三 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた車両転覆時の乗員保護装置と同一の構造を有するもの又はこれはこれに準ずる性能を有するものであつて、かつ、車両転覆時の乗車人員の保護に係る性能を損なうおそれのある損傷のないもの

第百七十八号柱書中「第18条第8項」を「第18条第9項」に改め、「(昭和22年法律第164号)」を削り、同項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項の次に次の一項を加える。

14 車枠及び車体の車両転覆時の乗車人員の保護に係る性能に関し、保安基準第18条第7項の告示で定める基準は、車枠及び車体が、当該自動車の車体の上部が転覆等により変形を生じた場合において、乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造であることとする。この場合において、次に掲げる車枠及び車体であつて、車両転覆時の乗車人員の保護に係る性能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

- 一 運転者室及び客室を取り囲む部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体
- 二 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている車両転覆時の乗員保護装置と同一の構造を有する車枠及び車体又はこれに準ずる性能を有する車枠及び車体
- 三 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた車両転覆時の乗員保護装置と同一の構造を有する車枠及び車体又はこれに準ずる性能を有する車枠及び車体
- 四 新規検査、予備検査又は構造等変更検査の際に提示のあった車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体

附則

この告示は、公布の日から施行する。

国土交通省告示第九百六十七号

道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)第五十八条の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年八月三十一日

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示(平成十五年国土交通省告示第千三百十八号)の一部を次のように改正する。

第十五条に次の一項を加える。

36 次の各号に掲げる自動車については、保安基準第十八条第七項並びに細目告示第二十二号第十四項、第百条第十九項及び第百七十八条第十四項の規定は適用しない。一 平成三十年九月三十日以前に製作された自動車

